

使用料・手数料等の適正化に関する 基本方針（平成 27 年度改定版）

平成 28 年 1 月

西 東 京 市

目次

はじめに.....	1
1 受益者負担に関する基本的な考え方.....	1
(1) 使用料・手数料.....	1
(2) 受益者負担の適正化.....	1
① 負担の公平性.....	2
② 資源配分の適正化.....	2
③ 租税負担の減少及び自主財源の確保.....	2
(3) 原価の削減とサービスの向上のための内部努力.....	2
2 適正価格決定の統一的な考え方.....	3
3 原価計算.....	3
(1) 費用算定対象項目.....	3
① 人件費.....	3
② 物件費.....	4
③ 支払利息.....	4
④ 減価償却費.....	4
(2) 費用算定方法.....	5
① 施設使用料.....	5
② 事務手数料.....	5
③ その他.....	5
4 受益者負担の割合.....	6
(1) サービスの分類.....	6
(2) 公費負担と受益者負担の割合.....	7
(3) 西東京市における受益者負担の基本的な考え方.....	8
(4) 事務手数料の受益者負担の考え方について.....	8
5 適正価格の決定.....	9
6 施設使用料の「減額・免除」.....	9
(1) 減額・免除に関する基本的な考え方.....	9
(2) 減免基準.....	9
【団体利用について】.....	10
【個人利用について】.....	10
【その他の減免事由】.....	10
(3) 減免回数の制限.....	10
(4) 減免資格の確認.....	10
7 使用料・手数料の見直し周期と原価計算.....	11
8 使用料等審議会への諮問.....	11
9 その他の受益者負担.....	11
資料.....	12

はじめに

使用料・手数料の適正化について、本市では「使用料・手数料等適正化検討委員会」における庁内検討を経て、「西東京市使用料等審議会」（以下「使用料等審議会」という。）で審議を重ね、平成15年度に「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。平成19年度には、使用料・手数料と原価との乖離の是正や原価計算の算定項目の見直し等により基本方針を改定した。

基本方針においては、本市における受益者負担の基本的な考え方を示し、これに基づき、これまで使用料・手数料等の適正化に取り組んできた。しかし、平成19年度の改定から8年を経過し、本市を取り巻く状況も変化したことから、受益者負担の適正化を図るうえで検証すべき課題も顕在化してきた。

そこで、これらの課題に対応するため、基本方針を改定することとし、「西東京市使用料・手数料適正化検討部会」で庁内検討を重ねた。併せて、平成27年5月には使用料・手数料等の適正化について使用料等審議会に諮問し、同年12月に答申を得た。

本基本方針は、庁内検討の結果や使用料等審議会からの答申を踏まえて改定したものである。

1 受益者負担に関する基本的な考え方

（1）使用料・手数料

使用料とは、行政財産の目的外使用や公の施設の利用に対して徴収されるもの（地方自治法第225条）をいい、手数料とは、特定の者に提供される事務についてその対価として徴収されるもの（同法第227条）をいう。

使用料・手数料は、利益を受ける者がその給付に対して負担するものであり、給付と負担との間に対価関係がある点で非対価性に特質がある租税とは異なる。

（2）受益者負担の適正化

地方自治体の行政サービスは、住民福祉の実現を目指して行われ、その財源の大部分は租税である。

しかし、特定の者がサービスを利用し利益を受ける場合には、その受益の限度において受益者から徴収した使用料・手数料を財源とすることを地方自治法は認めている（地方自治法第224条）。

ただし、徴収に当たっては、「特に利益を受ける者から、その受益の限度において」負担を求めることとされており、その受益に見合った適正な価格を定める必要がある。

受益者負担導入の根拠としては、次の三つが挙げられる。

【負担の公平性】

特定の者が利益を受ける行政サービスについては、それに要した費用を受益者に負担させることが公平との考え方である。

サービスの受益者が適正に費用を負担しない場合、住民全体の税金により費用負担することとなる。つまり、受益者が住民全体の負担で特別の利益を得る一方で、非受益者は費用のみ負担して利益を享受できず、不公平が生じてしまうこととなる。

【資源配分の適正化】

受益者から使用料・手数料を徴収することは、限られた資源を適正に配分するためにも必要である。

例えば、水道料金が無料であれば、必要以上に水道水の消費量が増えることとなり、水道水の供給確保のために余分な投資と設備に対する維持管理費が増大することとなる。

【租税負担の減少及び自主財源の確保】

使用料・手数料の徴収は、特定のサービスに対する財源を確保できることから、租税負担の減少につながり、かつ自主財源を確保できることから、財政収支の向上に寄与する。

以上のことから、基本方針に基づき、受益者負担の適正化を図る。

ただし、次に該当する場合は、例外的に受益者負担の導入又は改定を見送る。

- ・政策的に配慮すべきもの
- ・事業廃止となるもの
- ・原価（理論上の適正対価）と現行価格を比べて乖離が小さいもの
- ・実績件数の変動が大きいことから原価も大きく変動するもの
- ・実績が少なく、適正な原価計算が困難なもの

(3) 原価の削減とサービスの向上のための内部努力

使用料・手数料等については受益者負担を原則とする。受益者負担の導入に当たっては、原価の削減、市民の利用満足度や施設稼働率の向上など、市は可能な限り努力をする必要がある。

その上で、受益者が応分の費用を負担することにより、行政サービスの質・量が維持されることとなり、市財政の健全化も図ることができる。

したがって、市は、使用料・手数料等の原価や利用者満足度などを常に意識してサービスを提供するとともに、使用料・手数料の妥当性について市民から理解を得られるよう努めるものとする。

2 適正価格決定の統一的な考え方

受益者負担の原則を踏まえた使用料・手数料等に関する適正価格決定の統一的な考え方は、次のとおりとする。

1. 使用料・手数料等に係るサービスの原価を、統一的な方式により計算する。
2. 原価計算の結果を、サービスの内容により定められた公費負担と受益者負担の割合により按分し、理論上の適正対価を算出する。
3. 最終的に、近隣地方自治体や類似施設の状況等、諸々の条件を考慮して、額を決定する。



3 原価計算

(1) 費用算定対象項目

原価計算に算入する費用算定対象項目は、直接費で現金収支を伴う人件費・物件費・支払利息と、現金収支を伴わない減価償却費（使用料は建物・設備、手数料は設備）とする。

なお、消費税率改定時には、その影響額を把握するため、改定率に応じて原価計算を行うものとする。

それぞれの費用の考え方については、次のとおりとする。

① 人件費

- 施設の貸出及び行政サービスを提供するうえで人的措置は不可欠であるため、直接的人件費を費用算定対象とする。

種別	内容	備考
直接的人件費	施設の受付、維持管理又は行政サービスの提供に従事する職員に要する経費	算入する
間接的人件費	施設職員のうち、直接施設の維持管理業務に関わらない事務に従事する職員に要する経費	算入しない

- 1人あたり単価については、総務省「地方財政状況調査」人件費の内訳のうち、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末勤勉手当、地方公務員共済組合等負担金、災害補償費の合計を、総務省「地方公務員給与

実態調査」職員数（西東京市の一般会計に係る全一般職員）の合計で割った数値を用いる。

- ・管理職賃金については、管理監督業務を行っていることから人件費に含めて計算する。

② 物件費

- ・賃金（嘱託員報酬を含む臨時職員等に係るもの。上記人件費に計上されるものを除く。）、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、火災保険料）、委託料（施設の管理委託料等）、使用料及び賃借料（パソコン等のリース料等）、その他受益者が負担すべきと考えられる当該建物の維持管理や運営に係る経費（報償費等）。
- ・電算に係る費用については、行政が本来行うべきである業務（＝ホストコンピュータの管理・運用）と、個人利用のために本来業務から派生した事務（＝証明書発行用端末機器の管理・運用）とを区別し、後者に係る費用を算入する。

③ 支払利息

- ・全借入期間に係る支払利息の総額を、減価償却の耐用年数で割った額とする。

④ 減価償却費

- ・定額法を用いる。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。
- ・トイレや廊下等の供用部分については、捕捉が困難なため原価計算に含めない。

※国・都からの補助金のほか、普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債元利償還金、市町村に対する都の財政補完措置である東京都市町村総合交付金については、補助相当額と捉え、その分はあらかじめ取得価格や経費から除いて計算する。

※土地については、資産として永久に内部に蓄積されているものであり、建物と違い減価償却の考え方がないことから、費用に算入しない。ただし、借地代については、他の使用料及び賃借料と同じと捉え、費用に算入する。

(2) 費用算定方法

① 施設使用料

- ・費用算定対象項目を合算し、これを総面積・年間使用可能時間で割り、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間あたり}$ の原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出する。

<算式-1>

$$\begin{aligned}\text{施設使用料} &= (\text{人件費} + \text{物件費} + \text{支払利息} + \text{減価償却費}) \\ &\quad \div \text{総面積} \div \text{年間使用可能時間} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}\end{aligned}$$

② 事務手数料

- ・1分あたりの人件費に処理時間を掛けたものと、物件費と減価償却費を処理件数で割ったものを足し、1件あたりの費用を算出する。
- ・1分あたりの人件費は、1人あたり単価を(開庁日数×7時間45分×60分)で割ったものを用いる。平均処理時間については、実際に数人の作業時間を測定し、平均的な時間を定める。

<算式-2>

$$\begin{aligned}\text{事務手数料} &= (1\text{ 分あたりの人件費} \times \text{処理時間}) \\ &\quad + [(\text{物件費} + \text{減価償却費}) \div \text{処理件数}]\end{aligned}$$

③ その他

- ・ごみ、し尿処理手数料の原価計算については、市が行うごみ、し尿の収集・運搬に要する費用に、柳泉園組合・広域処分組合で行う中間処理(焼却)・最終処分(埋立て)に係る組合分担金(地方債元利償還金等)を経費に加え、特定財源(東京都市町村総合交付金を含む)を引いたものを年間処理量で割る。

<算式-3>

$$\begin{aligned}\text{ごみ、し尿処理手数料} &= (\text{人件費} + \text{物件費} + \text{組合分担金} \\ &\quad - \text{特定財源(東京都市町村総合交付金を含む)}) \div \text{年間処理量}\end{aligned}$$

4 受益者負担の割合

市が提供するサービスには、市民の日常生活に必要で、市場原理に委ねては提供されにくいものから、余暇の充実等のため特定の市民が利益を享受するもので、民間において類似サービスが提供されているものまで、多岐にわたっている。

このため、受益者負担の原則のみに基づき各サービスの価格を設定することは困難である。そこで、サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「公費負担」と「受益者負担」の割合を設定する。

(1) サービスの分類

サービスの目的や機能について、公共性や日常生活上の必要性の強弱、民間サービスの有無等から、2つの基準を組み合わせて4区分に分類する。

【2つの基準】

① サービスが基礎的なものか、選択的なものか

- ・基礎的サービス……日常生活を送る上で、大半の市民が必要とするサービス
- ・選択的サービス……生活や余暇をより快適で潤いのあるものとし、特定市民に利益を供するサービス

② サービスに市場代替性があるか否か

- ・市場的サービス……民間でも供給されており、行政と民間とが競合するサービス
- ・非市場的サービス……市場では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

【4つの区分】

区分I…基礎的で非市場的なサービス

(一般的な例) 道路、公園、義務教育施設、図書館など

区分II…選択的で非市場的なサービス

(一般的な例) 体育館、運動場、集会・地域活動施設、
障害者福祉施設、高齢者福祉施設、
保育所等児童福祉施設、各種検診事業など

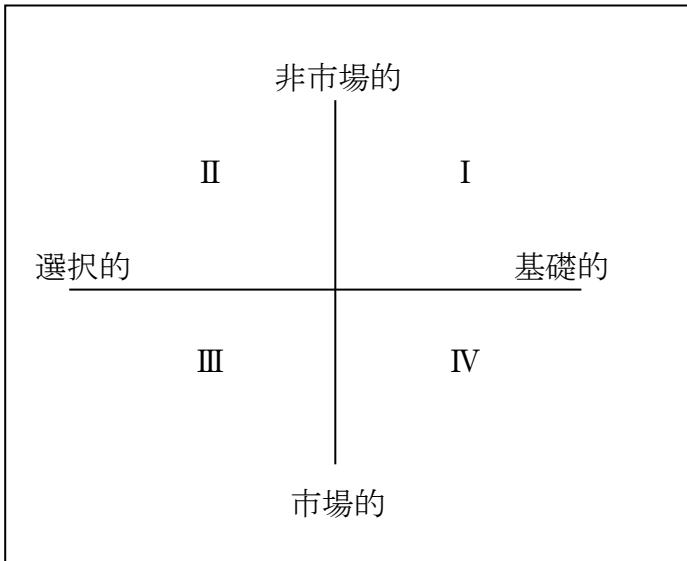
区分III…選択的で市場的なサービス

(一般的な例) 保養施設、ホール、テニスコート、プール、
トレーニングジム、駐車場、文化施設など

区分IV…基礎的で市場的なサービス

(一般的な例) 住宅関連施設など

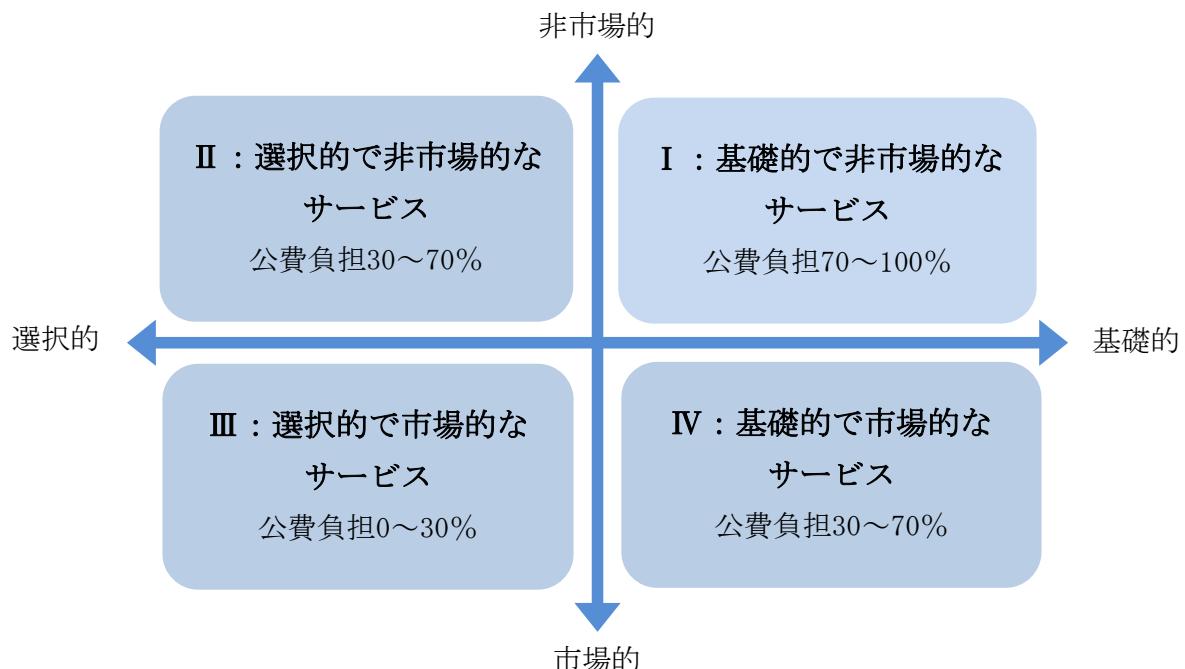
この分類を図化すると次のとおりとなる。



(2) 公費負担と受益者負担の割合

公費負担と受益者負担の割合については、同じ区分のサービスであっても、内容により、市場性・選択性に差が生じてくる。そこで、各区分の負担割合に幅を持たせることとし、次のとおり設定する。

区分	内容	公費負担
I	基礎的で非市場的なサービス	主に 70%～100%とすべきもの
II	選択的で非市場的なサービス	主に 30%～70%とすべきもの
III	選択的で市場的なサービス	主に 0%～30%とすべきもの
IV	基礎的で市場的なサービス	主に 30%～70%とすべきもの



なお、価格を決定する際は、企画政策課と協議し当該サービスの区分を明確にすることとする。

また、現在は使用料・手数料等を徴収していないサービスであっても受益者負担を検討すべきサービスについては、担当課においてどの区分に該当するかを考慮し、受益者負担の適正化に努めることとする。

(3) 西東京市における受益者負担の基本的な考え方

上記の考え方に基づき、西東京市において提供しているサービスの価格を決定する際には、次を原則とする。

- ① 市民生活にとって、基礎的なサービスであり、しかも民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービスについては、原則として無料とする。
- ② 上記以外は、原則として受益に応じた負担を、市場性・選択性の強弱に応じて、受益者が負うこととする。
- ③ 受益者負担の基本的な考え方は、時代環境の変化に即して見直すこととする。

(4) 事務手数料の受益者負担の考え方について

証明書発行等に係る事務手数料は、本来業務から特定の者の利益のために派生した事務に係る経費であり、費用算定もその考え方によって行っている。したがって、証明書発行等に係る費用については受益者が 100% 負担することが妥当である。

5 適正価格の決定

原価計算により算出したサービスに係る原価を受益者負担の割合に当てはめる上で理論上の適正価格を求めることができる。しかし、最終的な価格決定に当たっては、市民生活への影響、近隣自治体の類似施設との比較、市内の同種（類似）施設との均衡等を考慮することとする。

さらに、施設使用料については、各施設の設置目的、管理運営についての考え方、施設・設備の立地条件、規模、老朽度合等を総合的に勘案し、適正価格を決定する。

なお、改定額の上限は、市民生活への影響を考慮し、原価との乖離が著しいなど特別な場合を除き、現行価格のおおむね1.5倍とする。

6 施設使用料の「減額・免除」

（1）減額・免除に関する基本的な考え方

施設使用料については、受益者負担の原則に基づき適正化を進めてきたが、障害者等への配慮や各団体の社会参加の促進等の観点から、例外として減額又は免除（以下「減免」という。）を実施してきた。

しかし、減免実施による利用者層の固定化や利用者間の不公平感の高まりなどが指摘されている。また、減免に係る負担については租税で補うことになる。このことから、減免はあくまで政策的で例外的な措置であることを再確認とともに、その適用については、真にやむを得ないものに限定する（受益者負担の徹底）。

なお、減免の取扱いについても、時代環境の変化に即して適宜見直すこととする。

（2）減免基準

施設使用料の減免については、原則として実施しない。

しかし、政策的事情やその他やむを得ない事情がある場合は、減免基準の適用を認めるものとする。

減免基準については、利用者を団体利用と個人利用に区分し、利用区分に応じて設定する。減額する場合の減額率については、5割を基本として、施設の特性や利用者、非利用者との公平性などを勘案し、設定するものとする。

将来的には、今後の公共施設のあり方に合わせて、利用目的に応じた減免基準について検討する。

なお、施設の管理運営に指定管理者制度を導入した施設については、別途、減免の取扱いを定める。

【団体利用について】

- ① 市、教育委員会が主催又は共催で使用する場合は、特定施設を除き、免除とする。
- ② 当該施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で利用する場合は、原則として免除とする。
- ③ 市内の市立小中学校や市内の特別支援学校が教育目的で利用する場合は、免除とする。
- ④ 市、教育委員会が認める各種の団体が当該施設の利用目的に即し、公的な理由（広く一般に向けた催しの開催等）で使用する場合は、減額とする。
- ⑤ 市立小中学校や市内の特別支援学校を除く市内の学校が教育目的で利用する場合は、減額とする。
- ⑥ 構成員の半数以上が障害者の団体が利用する場合は、減額とする。
- ⑦ 構成員の半数以上が 18 歳以下の団体が利用する場合は、減額とする。

【個人利用について】

- ① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用を受けている者が利用する場合は、免除とする。
- ② 障害者（介助者 1 名を含む）が利用する場合は、減額とする。

【その他の減免事由】

- ① 上記利用の減免以外に、特に必要と認める事由がある場合は、西東京市使用料等審議会に諮り、意見を求めた上で、別途定めることができる。
- ② その他、市長又は教育委員会が特に必要と認める急な事由がある場合は、真にやむを得ないものに限定し、その事由を明確にした上で、減免することができる。

（3）減免回数の制限

施設の利用に関しては、年間の開館時間から、全体の利用に一定の制約がかかることになる。そのため、より適正かつ公平な施設利用を促進する観点から、減免の適用について、施設の利用実態等に即して回数制限を設けることができる。

（4）減免資格の確認

減免を適用するための資格を確認するに当たっては、身分証明書、各障害者手帳、団体名簿等、妥当な方法により確認する。

7 使用料・手数料の見直し周期と原価計算

使用料・手数料については、原価との乖離が著しいなど特別な場合を除き、原則として、3年ごとに見直し作業を行うこととする。

ただし、施設の管理運営に指定管理者制度を導入するなど特別な事情がある場合は、委託期間等考慮し、別途定めることとする。

原価計算については、次のとおり担当課が実施し、結果を企画政策課に報告することとする。

- ① 原価の削減に努めることを目的に、毎年度、その変化を把握する。
- ② 消費税率改定時に、改定による影響額を把握する。

8 使用料等審議会への諮問

使用料・手数料の適正化の検討は、本方針に従い、担当課において遺漏のないよう個別に対応し、使用料等審議会に諮ることとする。ただし、使用料等審議会条例において適用外となっている事項は除く。

なお、西東京市手数料条例に規定する各手数料徴収事務は、複数の課が担当していることから、企画政策課と関係各課が連携して対応する。

9 その他の受益者負担

使用料・手数料以外の受益者負担に係る事項は、本方針の内容を踏まえ、担当課において適切に対応することとする。

資料



27 西企企第 86 号
平成 27 年 5 月 29 日

西東京市使用料等審議会
会長 米田正巳 殿

西東京市長 丸山浩一

西東京市使用料・手数料等の適正化について（諮問）

本市におきましては、平成 26 年 3 月に策定した西東京市第四次行財政改革大綱に基づき、行財政改革の一環として、使用料・手数料等の適正化など、受益者負担の適正化に取り組んできたところです。

その取組を進めるなかで、顕在化した課題に対応する必要があることから、平成 20 年 3 月に策定した「西東京市使用料・手数料等の適正化に関する基本方針(改定版)」(以下「基本方針」という。)を見直すこととしました。

そのため、基本方針の見直しにあたり、専門的・客観的な立場から、使用料・手数料等の適正化についてご意見をいただきたいことから、下記のとおり諮問いたします。

記

1 濟問事項 使用料・手数料等の適正化について

27 西審使第14号
平成27年12月18日

西東京市長 丸山浩一様

西東京市使用料等審議会
会長 米田正巳

西東京市使用料・手数料等の適正化について（答申）

平成27年5月29日付27西企企第86号により諮問のあった西東京市使用料・手数料等の適正化について、本審議会で審議し、その結果を取りまとめたので、次のとおり答申する。

1 はじめに

使用料・手数料の適正化のための取組として、市においては、平成15年度に「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。その後、原価との乖離の是正や原価計算の算定項目等に関して、平成19年度に基本方針を改定し、これを基に使用料・手数料の設定及び改定を実施してきた。

基本方針の改定から8年が経過し、市を取り巻く状況が変化するとともに、受益者負担の適正化への取組に係る検討課題も顕在化してきたことから、基本方針を再度見直す必要が出てきた。

そこで、基本方針の改定に向けて、本審議会において使用料・手数料等の適正化について審議を重ねてきたところである。

2 答申

市の財政状況については、経常収支比率が年々悪化傾向にあり、義務的経費の増加等により財政の硬直化が進んでいる。加えて、合併に伴う財政支援措置が平成27年度をもって終了するなど、厳しい状況にある。

このような状況においても、市は、少子高齢化など社会状況の変化に伴う行政に対するニーズの変化や、今後訪れる公共施設の老朽化に伴う一斉更新等の諸課題に適切に対応していく必要がある。

また、消費税率の引き上げなど、国の施策についても注視する必要がある。

これらを踏まえた上で、次のとおり答申する。

（1）受益者負担の基本的な考え方について

これまで、市では「負担の公平性」、「資源配分の適正化」及び「租税負担の減少及び自主財源の確保」の3つの観点から、特定の者がサービスを利用し利益を受ける場合には、その受益の限度において受益者から使用料・手数料を徴収することとする「受益者負担の原則」を基本的な考え方として示してきた。

サービスの財源の大部分は住民全体の負担である租税によって補われていることや、市の財政状況は年々悪化傾向にあることを踏まえ、今後もこの考え方に基づき、受益者負担の適正化を図り、一定の財源を受益者から徴収する使用料・手数料に求めることが適切と考える。

(2) 受益者負担の割合について

現行の基本方針では、市が提供するサービスについて、一律の受益者負担の割合により適正価格を設定することは困難であることから、サービスの性質により2つの基準（サービスが「基礎的なものか、選択的なものか」及び「市場代替性があるか否か」）を組み合わせて4つに区分し分類している。サービスにより市場性・選択性に差があることから各区分における公費負担と受益者負担の割合に幅を持たせて設定することで、サービスの性質に応じた適正価格の決定を可能としている。

この考え方は容易かつ合理的であるため、今後もこの考え方に基づき価格を設定していくこと、また、「市民生活にとって、基礎的なサービスであり、かつ、民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービス」については、引き続き原則として無料とすることは妥当と考える。

(3) 原価計算について

サービスの提供に伴う費用を把握するとともに適正価格を算出するための判断材料として、市では統一的な方法で原価計算を行ってきているが、このことは妥当であることから、継続すべきであると考える。

今後、国の施策により消費税率の改定が予想されることから、改定率に応じて原価計算を行うことにより、その影響額の把握に努める必要がある。その上で、その他の諸条件も踏まえて、使用料・手数料の改定の有無を判断することが望ましいと考える。

(4) 施設使用料の減免について

受益者負担の原則を基本的な考え方としている市においては、施設使用料の減免については政策的な事情その他やむを得ない事情がある場合に限定し、原則として実施しないこととしている。

「負担の公平性」、「資源配分の適正化」及び「租税負担の減少及び自主財源の確保」の3つの観点から考えると、現在の施設使用料の減免についての考え方は妥当と考える。

3 付帯意見

答申にあたり、審議会における審議経過を踏まえ、今後、市が受益者負担の適正化を進める中で取り組まれたい事項について、付帯意見として申し添える。

(1) 公共施設については、受益者負担を原則として、設置目的等に鑑み、必要に応じて使用料を導入してきたところである。

今後については、環境学習拠点施設である「エコプラザ西東京」内の多目的スペースの試行的な一般貸出のように、施設の設置目的を超えた使用を検討するとともに、受益者負担の原則を基に、市民の共有財産である公共施設を次世代に継承する視点からも、受益者負担のあり方について検討されたい。

(2) 減免の取扱いについては、時代環境の変化に応じて検証すべきものであることから、受益者負担のあり方の再検証に合わせて、見直されたい。

その際は、減免の厳格な運用を原則とする現在の考え方を踏まえ、客観的かつ明確な減免基準の設定や使用に応じた段階的な減額率の導入等を検討するとともに、今後の市の公共施設に係る施策展開に合わせて、施設の使用目的の視点から、減免のあり方を検討されたい。

(3) 受益者負担の原則の妥当性は本審議会も認めるところであるが、市としても民間手法の積極的な活用を図るなど原価の削減、市民の利用満足度や施設稼働率の向上等に努めるとともに、施設や事務に要する全体費用について可能な限り公表することにより、使用料・手数料の妥当性について市民の理解を得られるよう努められたい。

(4) 施設に要する全体費用だけではなく、公共施設の利用状況、老朽化の状況及び維持・管理、修繕、更新等に要する中長期的な経費やその資金計画等について、将来人口推計とあわせて市民及び議会に対し十分に情報提供されたい。

また、市として行政サービスの水準やあり方について検討されたい。

西東京市使用料等審議会委員名簿

◎：会長

氏 名	所属等
いしい まなぶ 石井 学	株式会社 三菱東京UFJ銀行 東京公務部長
こううだ ともこ 小藤田 朋子	市民委員
のがみ てつろう 野上 哲郎	公益財団法人 東京都道路整備保全公社
やまだ はるのり 山田 治徳	早稲田大学政治経済学術院 大学院政治学研究科 教授
よねだ まさみ ◎米田 正巳	公認会計士

(50 音順、敬称省略)

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（平成 27 年度改定版）

平成 28 年 1 月

発行：西東京市企画部企画政策課
〒188-8666
東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
Tel : 042-460-9800 Fax : 042-463-9585